

慶應義塾大学綱島学生寮 入寮規則

1 目的

本学生寮利用規則は、入寮されている皆さんに、良好な住環境及び勉強環境を提供することを目的に定めたものです。日本人学生と外国人留学生とが共に居住、勉強、交流をする場として、相互理解を深めながら、共同生活の向上に努めてください。

また、責任ある行動を通じて、充実した学生生活を送ってください。

※寮利用規則は予告なく変更する場合があります。変更時は寮所定の「掲示板」でお知らせします。

2 施設・食堂の利用

- ・ 門限は 24:00 です。必ず遅れることのないようにしてください。アルバイトについても門限に間に合うようにしてください。また、万一遅れる場合は、夜 22:00 までに必ず寮長へ電話連絡をするようにしてください。
- ・ 食事の提供時間は、朝 7:00-9:00 夜 18:00-22:00 とします。
- ・ 日曜、祝日および夏季休暇(8月中旬5日間)冬季休暇(年末年始5日間)春季休暇(3月下旬11日間:3/21~3/31)は、食事を提供しません。(食堂の電子レンジは利用できます。)
- ・ 衛生面・安全面を考慮し、提供時間外の食事の取り置きはしません。
- ・ 提供された食事の各自の部屋への持ち込みは禁止します。
- ・ 食事の提供内容につきましては、個別の対応をいたしかねます。
- ・ 室内・共用部にキッチンはありません。

3 日常生活のルール

【外出・在寮】

- ・ 外出・在寮時にはエントランスの「在寮ボード」にて外出中か在寮中かを必ず表示してください。
- ・ 帰宅の際は、必ずメールボックスを確認するようにしてください。

【居室の施錠】

- ・ 食事等短時間である場合も含め、居室を不在にする際は防犯上必ず鍵を掛けてください。
- ・ 現金や貴重品および自室の鍵は各自の責任で管理・保管してください。
- ・ 鍵の紛失・破損の場合は、直ちに寮長へ連絡してください。
- ・ 鍵の一時的な貸出しは寮長室にて行います。貸出しの受付は 7:00-22:00 です(土日祝含む)。
- ・ 鍵の追加作製についても寮長室にて行います。その場合は、費用を負担していただきます。

【フロアー及び居室への立ち入り】

- ・ 異性のフロアーへの立ち入りは禁止します。
- ・ ただし、引越し業者および引越し時の家族を除きます。

【外泊】

- ・ 外泊する場合は、当日の午前中までに「外泊届」を寮長に提出してください。
- ・ 「外泊届」の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに寮長に連絡してください。緊急時の連絡に必要となるので徹底してください。

【来客】

- ・ 保護者や兄弟姉妹、また第三者の居室の利用・宿泊を禁止します。
- ・ 来客の対応については、食堂での面会のみとなります。

【清掃】

- ・ 居室内の清掃は各自で行い、清潔に保つようにしてください。また、私物・ゴミ等を廊下等共用部に置かないでください。

【ゴミの処理】

- ・ ゴミはルールを守り、きちんと分別し、所定の場所に出してください。
- ・ 地域のゴミ集積所に出さないでください。粗大ゴミは、横浜市が有料で収集しています。各自で指定の収集シールを購入し、横浜市へ事前申し込みしてください。

【防犯・防火訓練等】

- ・ 防犯・防火訓練等を実施する場合は、積極的に参加してください。

【保全・点検】

- ・ 防火・衛生・施設の保全または管理上必要な場合は、寮長及び関係者が居室に立ち入る場合があります。

【臨時の連絡】

- ・ 臨時の連絡事項等は所定の「掲示板」にてお知らせします。外出時・帰宅時には、必ず確認してください。

【防犯カメラについて】

- ・ 寮内や外部からの犯罪を抑制するために運用します。
- ・ 録画記録の閲覧は、システム調整及び事件発生等の必要時に限ります。
- ・ 閲覧者は、慶應義塾大学ならびに当社、当社が認める管理委託業者のみとします。

【緊急の事態】

- ・ 万一、火災や盗難等の事故があった場合には、至急寮長に連絡してください。
- ・ 本人または他の入寮者が病気等になった場合にも、速やかに寮長に連絡してください。

【寮内の集会】

- ・ 寮内で集会を開く場合は、必ず開催の7日前までに寮長に申し出て許可を得てください。
- ・ ポスターの掲示は事前に寮長の許可を得てください。

【屋上の利用について】

- ・ 屋上は、終日施錠を行い立ち入りを禁止します。

【駐輪場について】

- ・ 駐輪場は入寮者に限り利用できます。
- ・ 利用希望者は当社へ駐輪希望の申請を行ってください。駐輪シールをお渡しします。
- ・ バイクおよび車の駐車は一切禁止です。近隣の迷惑にもなりますので路上駐車もしないでください。
- ・ 利用者は自己の自転車が不要となった場合、および退寮の際は、自己の責任において処分してください。

【家具家電について】

- ・ 備え付けの家具家電は、日常的に清掃を行い常に清潔に保つようしてください。
- ・ 故障や不具合が発生した場合は、速やかに当社までご連絡ください。
尚、原因が入寮者の故意・過失による場合は修繕費等を請求させていただきます。
- ・ 退去の際に備え付けの家具家電を運び出した場合、同等品の購入費用をお支払いいただきます。
- ・ 備え付けの家具家電以外や生活用品は、各自用意ください。寝具は備え付けてあります。

4 禁止事項

【迷惑行為】

- ・ テレビ・ラジオ・楽器等の音量や深夜早朝の移動音・話し声は決して他の入寮者の迷惑とならないようにしてください。また、近隣住民の平穏な生活を妨げることのないようにしてください。
- ・ 廊下・玄関等の共用部に所持物を放置しないでください。

【火気機器等の持込み】

- ・ 防災上、石油・ガスストーブ、ガスコンロなど火気を使用するものの持込みはできません。

【喫煙】

- ・ 建物・敷地内は全館禁煙です。

【設備】

- ・ 設備の原状を変更することはできません。
- ・ 室内外の壁・柱・タイルその他に「釘」「ネジ」を使用しないでください。

※原状を変更した場合は、退寮時に修繕費をいただきます。

【その他の禁止事項】

- ・ 居室及び寮内の設備等について入寮者以外の第三者への転貸すること。
- ・ 受水槽室、機械室等立入禁止区域の表示のある区域等に立入ること。
- ・ 通常時の非常用出口の使用。また、避難経路に私物を放置すること。
- ・ 敷地または建物の外周その他共用部分、施設に看板、広告、標識等の工作物の築造設置をすること。
- ・ 販売、顧客勧誘等の商業行為またはこれに類する行為。
- ・ 政治的、思想的、宗教的活動及び集会、またはこれに類する行為。
- ・ 窓ガラス、壁等にビラ等を掲示、または貼付すること。
- ・ 金銭による賭事をする事。
- ・ ペットを飼うこと。
- ・ 風紀秩序を乱し、健全な寮運営を妨げる行為。
- ・ その他、共同生活上不適當な行為。

5 退寮処分

万一下記のような行為が認められた場合、退寮処分となります。

- ・ 「2.利用時間」「3.日常生活のルール」を度々逸脱した場合
- ・ 「4.禁止事項」を犯す重大かつ悪質な行為が認められた場合
- ・ 日本の法律等を犯した場合
- ・ 大学に学籍がない場合、退学処分となった場合
- ・ 寮費を2ヶ月滞納した場合
- ・ その他、大学および当社が退寮させる必要があると判断した場合

6 退寮の申し出

- ・ 退去する場合は、退去希望日の1ヶ月前までに「退寮日」をマイページ上から登録して下さい。登録は一度しかできません。退寮日が確定した時点で登録して下さい。また、土日祝日の退去はできません。平日のみの退去となります。不明な場合は、必ず慶應義塾大学 留学生宿舎担当(keio_dormitory_contact@info.keio.ac.jp)までお問合せください。

※居室・設備について点検を行い、万一破損・紛失があった場合はその分の実費をいただきます。

